



▲昨年度に実施した県内企業への視察研修

めいぜ男女共同参画社会

市男女共同参画推進ネットワーク会議への登録団体募集

市男女共同参画推進ネットワーク会議は、登録団体が相互に交流し、情報の共有や交換、発信を行うとともに、その活動を通して、社会のさまざまな分野への住民の積極的な参画を促すことで、市の男女共同参画社会の実現をめざして活動しています。

現在は、市内で活動している21団体が登録し、男女共同参画についての情報発信、市議会や行政との意見交換会、視察研修などを行っています。皆さんも一緒に活動してみませんか？

No.106

育児・介護休業法が改正されました

改正のポイント

- ・子の看護休暇の見直し
- ・残業免除の対象拡大
- ・介護離職防止のための雇用環境整備、個別周知・意向確認など

詳しくは、厚生労働省のリーフレットをご覧ください。

対象

市内で活動している団体
※女性団体に限りません。

年会費 1団体 1,000円

募集期間 随時

申し込み 人権課

※持参、郵送、FAXまたはメールでお申し込みください。
※申込書は、人権課または、市ホームページからダウンロードしてください。

▲申込書はこちらから

▼問い合わせ
人権課
☎73・3008



▲厚生労働省のリーフレットはこちらから

健康ひとくちメモ

5月31日(土)は世界禁煙デーです

毎年5月31日は世界禁煙デーです。また、厚生労働省は5月31日(土)～6月6日(金)の1週間を、禁煙週間としています。

あなたの煙で困っている人がいます

たばこの煙による健康被害は、喫煙者だけでなく、たばこを吸わない周りの人にも害を及ぼす受動喫煙と、たばこの有害物質が髪や衣類、ソファ、壁などに付着し、それを吸い込むことで体に害を及ぼす三次喫煙があります。喫煙は自分1人だけの問題ではありません。

シニアビデー COPDという病気を知っていますか

COPDは、「慢性閉塞性肺疾患」といい、慢性気管支炎と肺気腫の総称です。細い気管支が炎症を起こし、肺への空気の流れが悪くなる病気です。長年の喫煙が主な原因であり、最終的には息切れがひどくなり日常生活もままならない状態になります。

禁煙にチャレンジ

禁煙は、何歳から始めても疾患のリスクを軽減し、余命を延ばす効果があります。

禁煙開始後の効果

- 24時間後 心臓発作が起こるリスクの低下
- 数日後 味覚や嗅覚の改善
- 1カ月後 心臓や血管などの循環器機能の改善
- 半年後 咳などが改善し体力が戻る
- 1年後 肺機能の改善

今日からあなたも禁煙にチャレンジしてみましょう！

禁煙のコツ

1. 禁煙開始日に禁煙する理由を書き出す
2. 自分の喫煙行動や習慣を見直す
3. 喫煙のきっかけとなる環境や状況を避ける
4. 喫煙しなくなった時の対処法を身に付ける



▲保険診療で禁煙治療ができる県内の医療機関はこちらから

▶問い合わせ 健康課 ☎73-3014

くらし

合併処理浄化槽の補助金を交付しています

▶申し込み・問い合わせ 環境衛生課 ☎73-3007

設置整備事業補助金

対象地域 市内全域
※高瀬・三野・詫間・仁尾町の集落排水処理事業実施区域は除きます。

補助対象と補助限度額
●専用住宅もしくは併用住宅に合併処理浄化槽を設置する場合

区分	高度処理型浄化槽 (窒素またはリン除去型)		補助限度額
	11～20人槽	5人槽	
10人槽	7人槽	5人槽	36万円
			46万2千円
			58万5千円
			109万2千円

※要件がありますので、環境衛生課までお問い合わせください。

●専用住宅の単独処理浄化槽や汲み取り式トイレを撤去し、合併処理浄化槽に転換する場合(各上限金額)

- ・単独処理浄化槽撤去費 12万円
- ・汲み取り式トイレ撤去費 9万円
- ・配管工事費 30万円

※設置費などが補助限度額に満たない場合は、実際にかかった費用を交付します。(千円未満切り捨て)

申請期限 令和8年1月30日(金)まで
必要書類 補助金交付申請書 など
※申請書は、環境衛生課にあります。

提出先 環境衛生課

▲申請書はこちらから

維持管理費補助金

対象 市内に設置されている専用住宅の合併処理浄化槽(20人槽以下)に対して、同一年度に適正な維持管理(保守点検・清掃・法定検査)を行った人

補助限度額 3万円

対象期間
・令和6年度中に実施したもの(令和8年3月31日申請締め切り)
・令和7年度中に実施したもの

必要書類 補助金交付申請書 など
※申請書は、環境衛生課または各支所にあります。

提出先 環境衛生課、各支所

▲申請書はこちらから

⚠合併処理浄化槽設置工事の悪質な営業にご注意ください

合併処理浄化槽設置工事の訪問営業に関する相談が多く寄せられています。「単独処理浄化槽を使用していると罰則がある」などと言って、強引に契約をさせようとした事例も発生しています。現行の浄化槽法では、既存単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換は努力義務とされており、罰則などが適用されることはありません。

また市でも、合併処理浄化槽への転換を推進していますが、強制はしていません。契約時には、家族でよく話し合うなど十分に検討しましょう。

くらし

障害者等移動支援事業の内容が拡充されました

▶申し込み・問い合わせ 福祉課 ☎73-3015

単独で屋外での移動が困難な人が外出する際に、ヘルパーが外出の支援を行います。4月からやむを得ない場合に限り、通勤、通学に伴う移動も対象となりました。

対象となる人
身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害者福祉サービス受給者証を所持している人など

対象範囲
・生活上必要不可欠な外出
・余暇活動などの社会参加のための外出

・通勤、通学に伴う移動
※介護者の疾病や入院など、やむを得ない理由により、必要と認められる場合に限り。

※1人につき、月20時間まで。

利用料
世帯の収入状況や利用者の年齢によって異なります。
※車両を利用する移動支援は、別途、車両利用料が必要。

利用の流れ
①福祉課へ申請書を提出してください。
②利用決定後に受給者証を送付します。
③受給者証が届いたら、各サービス事業所に連絡して利用してください。

※通勤、通学に伴う移動支援は、理由書が必要です。

▲利用の詳細はこちらから